

八峰町空き家等の適正管理に関する条例

○八峰町空き家等の適正管理に関する条例

(平成24年3月7日条例第4号)

(目的)

第1条 この条例は、法令に定めるもののほか、空き家等の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、空き家等が管理不全な状態になることを未然に防止し、町民の安全・安心の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家等 町内に所在する建物その他の工作物（以下「建築物」という。）で、常時無人の状態にあるもの及びその敷地をいう。

(2) 管理不全な状態 次に掲げる状態をいう。

ア 老朽若しくは台風等の自然災害によって、建築物が倒壊し、又は建築物に用いられた建築資材が飛散し、若しくは剥落することにより、当該建築物の敷地外において人の生命若しくは身体又は財産に被害を与えるおそれがある状態

イ 建築物に不特定の者が侵入することにより、犯罪又は火災が誘発されるおそれがある状態

ウ 建築物の敷地内にある草木が繁茂し、又は動植物、昆虫等が相当程度に繁殖し、人の生命、身体若しくは財産又はその敷地周辺的生活環境に害を及ぼすおそれがある状態

(3) 所有者等 町内に所在する建築物又はその敷地を所有し、又は管理する者をいう。

(4) 町民等 町内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。

(民事による解決との関係)

第3条 この条例の定義は、管理不全な状態にある空き家等の所有者等と当該空き家が管理不全な状態であることにより被害を受けるおそれがある者との間で、民事による解決を図ることを妨げるものでない。

(空き家等の適正管理)

第4条 空き家等の所有者等は、当該空き家等が管理不全な状態にならないよう自らの責任において適正な管理をしなければならない。

(情報提供)

第5条 町民等は、管理不全な状態である空き家等があると認めるときは、町長に対し、その情報を提供することができる。

(実態調査)

第6条 町長は、前条の規定による情報提供があったとき、又は適正な管理がされていない空き家等があると認めるときは、当該空き家等の実態調査をすることができる。

(立入調査)

第7条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に必要な場所に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。この場合において、必要があると認めるときは、専門的な知識を有する者を同行させ、客観的な判断を求めることが

八峰町空き家等の適正管理に関する条例

できる。

- 2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を証明する書類を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査は、これを犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(助言又は指導)

第8条 町長は、前条の規定による立入調査により、空き家等が管理不全な状態であると認めるとき、又は管理不全な状態になるおそれがあると認めるときは、当該空き家等の所有者等に対し、空き家等の適正な管理のために必要な措置について助言し、又は指導することができる。

(勧告)

第9条 町長は、前条の規定による助言又は指導を行ったにもかかわらず、なお当該空き家等が管理不全な状態にあるときは、当該所有者等に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第10条 町長は、空き家等の所有者等が前条の勧告に応じないとき、又は空き家等が著しく管理不全な状態であると認めるときは、当該所有者等に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(公表)

第11条 町長は、前条の規定による命令を受けた所有者等が正当な理由がなく命令に従わないときは、その者に意見を述べる機会を与えたうえで、八峰町公告式条例（平成18年八峰町条例第4号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示により、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 命令に従わない者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 命令の対象である空き家等の所在地
- (3) 命令の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(代執行)

第12条 町長は、第10条の規定による命令を受けた所有者等が当該命令に従わない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより代執行を行うことができる。

(関係機関との連携)

第13条 町長は、緊急を要すると認めるときは、本町の区域を管轄する警察その他の関係機関に必要な協力を依頼することができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

八峰町空き家等の適正管理に関する条例施行規則

○八峰町空き家等の適正管理に関する条例施行規則

(平成24年3月7日規則第1号)

(趣旨)

第1条 この規則は、八峰町空き家等の適正管理に関する条例（平成24年八峰町条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(立入調査)

第2条 条例第7条第1項の規定による立入調査については、空き家等の所有者等の立会いの下に行うものとする。

(立入調査員証)

第3条 条例第7条第2項に規定する身分を証明する書類は、立入調査員証（様式第1号）によるものとする。

(指導)

第4条 条例第8条の規定による指導は、改善指導書（様式第2号）により行うものとする。

(勧告)

第5条 条例第9条の規定による勧告は、勧告書（様式第3号）により行うものとする。

(命令)

第6条 条例第10条に規定する著しく管理不全な状態とは、条例第2条第2号アに規定する建築物で、その状態を放置することにより、重大な被害を及ぼすおそれが現に認められるものであって、専門的知識を有する者による客観的な判断によって確認されたものをいう。

2 条例第10条の規定による命令は、措置命令書（様式第4号）により行うものとする。

(戒告)

第7条 条例第12条に規定する行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定による戒告は、戒告書（様式第5号）により行うものとする。

(代執行令書)

第8条 条例第12条に規定する行政代執行法第3条第2項に規定する通知は、代執行令書（様式第6号）によるものとする。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、空き家等の適正管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

[別紙参照]

様式第2号(第4条関係)

[別紙参照]

様式第3号(第5条関係)

八峰町空き家等の適正管理に関する条例施行規則

[別紙参照]

様式第4号(第6条関係)

[別紙参照]

様式第5号(第7条関係)

[別紙参照]

様式第6号(第8条関係)

[別紙参照]

様式第1号（第3条関係）

（表）

第 号
立入調査員証
職 名 氏 名 生年月日
上記の者は、八峰町空き家等の適正管理に関する条例第7条第1項の規定による立入調査をする職員であることを証する。 年 月 日交付 八峰町長 加藤 和夫

（裏）

八峰町空き家等の適正管理に関する条例（抜粋） （立入調査） 第7条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に必要な場所に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。この場合において、必要があると認めるときは、専門的な知識を有する者を同行させ、客観的な判断を求めることができる。 2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を証明する書類を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。 3 第1項の規定による立入調査は、これを犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第2号（第4条関係）

改善指導書

第 号
年 月 日

様

八峰町長 加藤 和夫

あなたが所有（管理）する空き家等は、八峰町空き家等の適正管理に関する条例第4条に規定する適正な管理がなされていないので、同条第8条の規定により管理方法の改善について次のとおり指導します。

- 1 空き家等の所在地
- 2 空き家等の構造・規模 造 階建て
床面積 m^2
- 3 空き家等の状況及び該当する不適正管理状態
- 4 指導事項

様式第3号（第5条関係）

勧 告 書

第 号
年 月 日

様

八峰町長 加藤 和夫

あなたが所有（管理）する次の空き家等は、八峰町空き家等の適正管理に関する条例第4条に規定する適正な管理がなされていないので、同条第9条の規定により管理方法の改善について次のとおり勧告します。

- 1 空き家等の所在地
- 2 空き家等の構造・規模
造 階建て
床面積 m^2
- 3 措置勧告期限
- 3 空き家等の状況及び該当する不適正管理状態
- 4 指導事項

様式第4号（第6条関係）

措置命令書

第 号
年 月 日

様

八峰町長 加藤 和夫

あなたが所有（管理）する次の空き家等については、年 月 日
付けで空き家等の管理方法の改善を図るよう勧告しましたが、いまだ改善が行
われていないので、八峰町空き家等の適正管理に関する条例第10条に基づき、
年 月 日までに次の措置を講ずるよう命じます。

- 1 空き家等の所在地
- 2 空き家等の構造・規模
造 階建て
床面積 m^2
- 3 空き家等の状況及び該当する不適正管理状態
- 4 命ずる措置

この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して60日以内に町長に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、町を被告として（訴訟において町を代表する者は町長となります。）、提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

様式第5号（第7条関係）

戒 告 書

第 号
年 月 日

様

八峰町長 加藤 和夫

年 月 日付け第 号で、年 月 日までに空き家等の管理方法の改善その他必要な措置を講ずるよう命じましたが、いまだその義務が履行されていません。

ついては、年 月 日までに必ず措置を講ずるよう、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定により、戒告します。

なお、この指定期限までに措置を講じないときは、行政代執行法第2条の規定により、代執行を行います。

1 空き家等の所在地

2 空き家等の構造・規模 造 階建て
床面積 m²

この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して60日以内に町長に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、町を被告として（訴訟において町を代表する者は町長となります。）、提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

様式第6号（第8条関係）

代 執 行 令 書

第 号
年 月 日

様

八峰町長 加藤 和夫

あなたが所有（管理）する次の空き家等について、命ぜられた義務を履行するよう 年 月 日付けで戒告しましたが、指定した期限までにその義務が履行されていませんので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条の規定により、次のとおり代執行を行います。

- 1 空き家等の所在地
- 2 空き家等の構造・規模 造 階建て
床面積 m²
- 3 代執行期日
- 4 代執行責任者
- 5 代執行に要する費用の概算見積額 円

この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して60日以内に町長に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、町を被告として（訴訟において町を代表する者は町長となります。）、提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。